令和6・7年度

西都市における建設工事の等級格付け基準

- I 格付け対象業種等について
- (1)格付け対象業種 土木一式(希望順において、土木一式を希望している西都市内 事業者が対象)
- (2) 等級区分 土木一式 2等級 (A·B等級)
- (3) 格付け方式 西都市内事業者を対象に、客観点のみで決定

土木一式	事業者数
A級	7者程度
B級	A級以外の者

※各等級の業者数はあくまでも目安です 申請者数等により変更することがあります

(4) 情報の公表 等級について、ホームページに掲載する

Ⅱ 等級格付に関する事項

1. 経営事項評価数値 (P値)

・西都市入札参加審査申請書(建設工事)提出時において確認できる最新の総合評定値 通知書の総合評定値(P値)により決定する。P値が高い者から順に上位に格付けする。